

株主各位

第15回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

事業報告

当連結会計年度の事業の状況
財産及び損益の状況の推移
対処すべき課題
主要な事業内容
主要な営業所
使用人の状況
主要な借入先の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
株式の状況
新株予約権等の状況
その他株式に関する重要な事項
会社役員の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
（ご参考）コーポレート・ガバナンス強化への取り組み
剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

UTグループ株式会社

上記の事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ut-g.co.jp/ir/library/meeting/>) に掲載することにより、株主様に提供したものとみなされる情報です。

当連結会計年度の事業の状況

1. 事業の経過及び成果

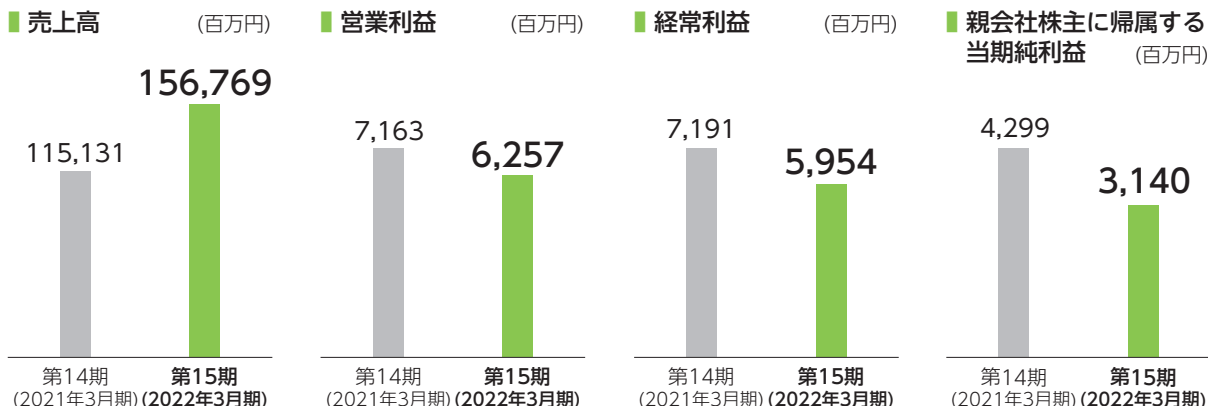
当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症により厳しい状況が続いたものの、ワクチン接種の進展や感染防止策の実施等により経済回復の動きが徐々に広がりました。しかしながら、2022年の年明け以降、オミクロン株の感染拡大によって、コロナ禍収束による経済正常化への見通しが不透明な状況が続きました。また、2022年2月にはロシアによるウクライナ侵攻という地政学的リスクも顕在化し、資源価格の高騰やサプライチェーンを通じた影響について注視が必要な状況となりました。その一方で3月の生産工程の有効求人倍率は1.92倍まで上昇する等、製造業の雇用情勢としては求人等の動きに底堅さが見られました。

当社グループを取り巻く環境といたしましては、自動車関連分野では、ASEAN諸国でのロックダウンを起因とする部材不足や世界的な半導体不足によって、大手自動車メーカーにおいて一部で生産調整が生じているものの、依然として自動車需要は強く、今後の生産正常化も想定されることから、人材需要は堅調に推移しました。また、半導体・電子部品関連分野では、自動車向け半導体需要の増加や、次世代通信規格「5G」関連需要による半導体製造装置やデバイス等の生産拡大が進むなか、さらに世界的な半導体不足が拍車をかけて半導体需給がひっ迫していることから、半導体製造装置メーカーや半導体メーカーでは急ピッチで生産能力を引き上げる動きが見られるなど人材需要は活況となりました。

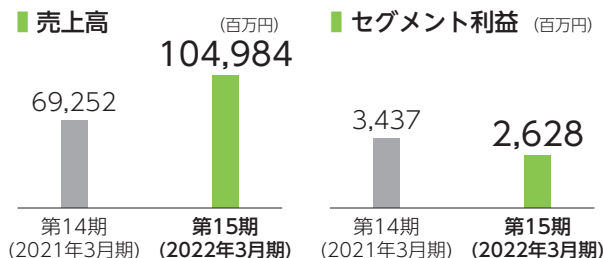
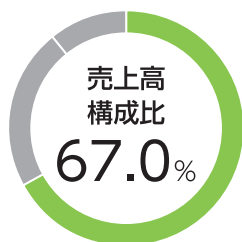
売上高	156,769 百万円	前期比	36.2 %	↗
営業利益	6,257 百万円	前期比	12.6 %	↘
経常利益	5,954 百万円	前期比	17.2 %	↘
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,140 百万円	前期比	27.0 %	↘
技術職社員数	45,386 名	前期比	8,374 名	↗

当連結会計年度では、前連結会計年度後半から急回復している人材需要へ対応するため、積極的な採用活動に取り組んだ結果、国内事業において17,662名の採用を実現しました。さらに、第4次中期経営計画に基づく地域プラットフォーム戦略の推進を目的として、2021年5月、愛知県を中心とする地域の派遣事業者である、株式会社プログレスの全株式を所有する株式会社プログレスグループ（新商号 UTプログレス株式会社）及び株式会社スリーエム中部、株式会社スリーエム東海、株式会社スリーエムスタッフの全株式を所有する株式会社スリーエム（新商号 UTスリーエム株式会社）の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。また、同中期経営計画に基づくソリューション戦略を推進するため、2021年10月に富士通グループの人材派遣会社である富士通エフサス・クリエ株式会社（新商号 UT エフサス・クリエ株式会社）を連結子会社といたしました。これらの取り組みの結果、国内技術職社員数は前連結会計年度末比で7,900名純増し過去最高となり、売上高を大きく増加させることができました。一方で利益面においては、売上成長を加速させるために採用活動を強化したことから採用関連費が一時的に増加し、減益となりました。また、2023年3月期以降の利益成長に向け、中長期的に筋肉質で強固な事業基盤を形成するため、2022年4月のグループ採用データベースの統合、大規模なグループ内組織再編等による業務効率化及びコスト効率化等の取り組みを着実に進めました。

以上の結果、当連結会計年度は売上高156,769百万円（前年同期115,131百万円、36.2%の増収）、営業利益6,257百万円（前年同期7,163百万円、12.6%の減益）、経常利益5,954百万円（前年同期7,191百万円、17.2%の減益）、親会社株主に帰属する当期純利益3,140百万円（前年同期4,299百万円、27.0%の減益）、技術職社員数は45,386名（前年同期37,012名、8,374名の増加）となりました。



マニファクチャリング事業



主要な事業内容

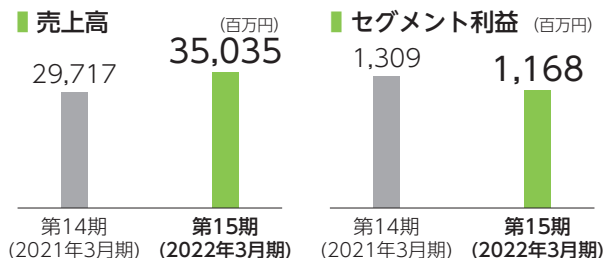
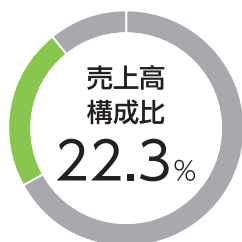
- 製造業向けの人材派遣・請負及び人材サービスの提供

マニファクチャリング事業では、大手自動車メーカーにおける一部生産調整の影響が継続し、挽回生産に遅れが生じている状況であるものの、今後の生産正常化が想定されることや、半導体・電子部品分野における引き続きの旺盛な人材需要から、受注獲得状況は好調に推移しました。このような顧客企業の強い人材需要に早急に応えるため、積極的な採用活動を行ったことにより、技術職社員数を大幅に増加させることができました。また、地域でのさらなるキャリアアッププラットフォームの深耕、拡大を目指し、愛知県を中心とする地域の派遣事業者2グループ6社を新規に連結子会社といたしました。2021年5月に株式会社プログレスの全株式を所有する株式会社プログレスグループ（新商号 UTプログレス株式会社）及び株式会社スリーエム中部、株式会社スリーエム東海、株式会社スリーエムスタッフの全株式を所有する株式会社スリーエム（新商号 UTスリーエム株式会社）の全株式を取得しております。これらに伴い、売上高は伸長いたしました。

一方で費用面においては、戦略的な採用関連費の投下と新規連結に伴う人件費の増加により、販売費及び一般管理費が増加いたしました。

以上の結果、売上高104,984百万円（前年同期69,252百万円、51.6%の増収）、セグメント利益2,628百万円（前年同期3,437百万円、23.5%の減益）、技術職社員数36,844名（前年同期29,956名、6,888名の増加）となりました。このうち、前第4四半期連結会計期間より新規に連結子会社といたしましたGreen Speed Joint Stock Company、Green Speed Co., Ltd. 及びHoang Nhan Company Limitedを除く国内の結果は、売上高97,803百万円（前年同期67,503百万円、44.9%の増収）、セグメント利益2,637百万円（前年同期3,385百万円、22.1%の減益）、技術職社員数23,094名（前年同期16,680名、6,414名の増加）となりました。

ソリューション事業



主要な事業内容

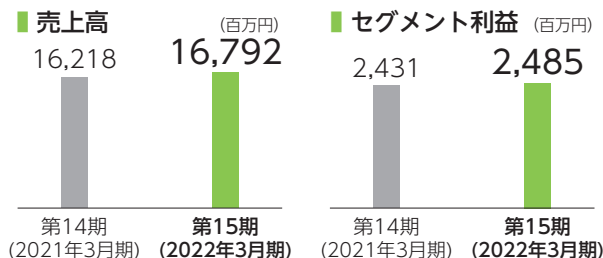
- 大手製造企業向けの転籍型請負等の構造改革支援

ソリューション事業では、世界的なEV（電気自動車）生産の拡大に伴い車載用電池の製造にかかる稼働が増加したことに加え、2021年7月より、大手企業グループのインハウスソリューション®（正社員転籍型請負）による請負案件が新たに立ち上がったこと、及び2021年10月に富士通グループの人材派遣会社である富士通エフサス・クリエ株式会社（新商号 UT エフサス・クリエ株式会社）を連結子会社としたこと等により技術職社員数が増加し、売上高が伸長しました。

一方で費用面においては、一部で半導体不足や部材調達不足の影響を受けたものの、人材需要の堅調な推移に伴い、技術職社員の採用を強化したことにより採用関連費が増加いたしました。

以上の結果、売上高35,035百万円（前年同期29,717百万円、17.9%の増収）、セグメント利益1,168百万円（前年同期1,309百万円、10.8%の減益）、技術職社員数5,852名（前年同期4,469名、1,383名の増加）となりました。

エンジニアリング事業



主要な事業内容

- 機電系の設計・開発、IT・建設等の技術者派遣・請負及び人材サービスの提供

エンジニアリング事業では、大手半導体製造装置メーカーや半導体メーカーを中心とするフィールドエンジニアの需要が拡大いたしました。前連結会計年度において新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下で運用が困難であった製造オペレータからエンジニアへのキャリアチェンジを支援する社内制度「One UT」の再開に加えて、半導体製造装置エンジニアを育成するための専門研修施設「テクノロジー能力開発センター」の4拠点目を大阪に開所し、半導体製造装置エンジニアの育成・輩出力を強化いたしました。また、建設技術者分野における需要の高まりを受け、技術職社員の採用と迅速な配属に注力したことにより売上が伸長しました。

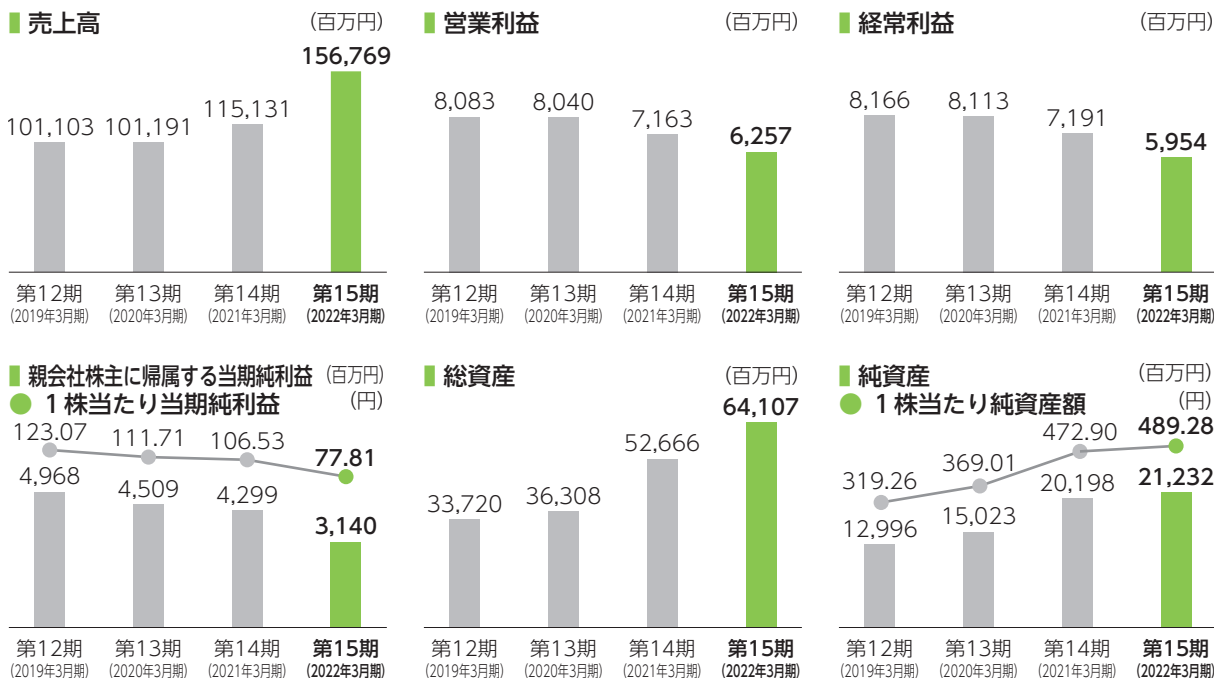
一方で費用面においては、上述の人材需要に対応するために、技術職社員の採用を強化したことにより採用関連費が増加いたしました。

以上の結果、売上高16,792百万円（前年同期16,218百万円、3.5%の増収）、セグメント利益2,485百万円（前年同期2,431百万円、2.2%の増益）、技術職社員数2,690名（前年同期2,587名、103名の増加）となりました。

財産及び損益の状況の推移

区分	第12期 (2019年3月期)	第13期 (2020年3月期)	第14期 (2021年3月期)	第15期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	101,103	101,191	115,131	156,769
営業利益 (百万円)	8,083	8,040	7,163	6,257
経常利益 (百万円)	8,166	8,113	7,191	5,954
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,968	4,509	4,299	3,140
1株当たり当期純利益 (円)	123.07	111.71	106.53	77.81
総資産 (百万円)	33,720	36,308	52,666	64,107
純資産 (百万円)	12,996	15,023	20,198	21,232
1株当たり純資産額 (円)	319.26	369.01	472.90	489.28

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



対処すべき課題

当社グループの事業面に関する対処すべき課題は、以下のとおりであります。

1. 景気変動の影響を受けにくい事業基盤の構築

当社グループの事業は、製造工場の生産現場を中心とした職種への人材派遣や製造請負の占める割合が高いため、景気変動や、自然災害及び感染症等の事象に影響される派遣先企業の生産調整によって、人材需要低下等の影響を受けやすい構造にあります。従来は、半導体・電子部品分野の割合が高かったことから、シリコンサイクルの影響を低減するため自動車関連分野等、異なる製品分野への分散を図ってまいりました。分散化により、個別の製品分野に対する生産変動への耐性は高まりましたが、経済全体の減速に伴いすべての製品分野において生産量の減少が生じた際には、依然として解約リスクをゼロにすることは難しいと認識しております。

そのため、大幅な景気後退が生じた際の解約防止のための顧客工場内シェアの拡大や大企業を中心とした構造改革需要を取り込むソリューション事業の強化を図っております。また、製造業の中でも景気変動の影響を受けにくい上流工程の設計・開発領域等、生産工程以外の職種開拓や各地域の職場開拓による地域プラットフォームの確立によって、景気変動の影響を受けにくい事業基盤を構築してまいります。

2. 恒常的な欠員確保

当社グループの事業は、派遣先企業で働く派遣労働者を当社グループで正社員として雇用することで、働く人の雇用の安定化と企業へのフレキシビリティの提供を両立させております。この事業モデルを機能させるためには、ある職場で人員が余剰となった際に、異なる職場への配置転換を迅速に行わなければなりません。

そのため、全国各地の職場において、欠員（受注残）を恒常的に確保しておくための活動が必要となります。当社グループでは、人材管理とともに顧客への提案活動を行う管理者を顧客毎に配置して欠員の確保を行っております。また、事業部毎に設置した営業組織により、事業会社を横断したサービス提案や新規顧客開拓等の活動を通じた欠員の確保を行っております。

3. 安定的な採用体制の構築

我が国では、少子高齢化によって生産年齢人口の減少が続いており、将来的にもこのトレンドが継続するものと予測されております。当社グループの技術職社員の大多数が若年層であり、中長期的にはこの影響を大きく受けることから、人材採用が困難になる可能性があります。このような環境の中、当社グループでは、人材の安定的な採用のため、求人広告をはじめとする様々な採用媒体の活用や当社グループ独自の求人サイトの構築、全国の拠点における面接担当者のスキルの標準化等により、採用効率を高め、安定的に人材を採用できるための体制を構築してまいります。

4. 技術職社員の離職率低下とスキル向上

当社グループが属する製造派遣業界における派遣社員の離職率は、いわゆる正規雇用と呼ばれる正社員と比較すると高水準と言われており、流動性が高いことが特徴となっております。これは、製造派遣業界では有期雇用が一般的であることに起因し、製造派遣業界の派遣社員は、一貫したキャリア形成やスキルを向上させることが困難になっております。また、製造派遣業界の派遣社員の離職率の上昇は、派遣社員数を維持するために採用コストを生じさせ、利益率の低下を招きます。加えて、派遣社員のスキル向上が図れない場合は、派遣単価を上昇させることが困難になります。

このような状況認識の下、当社グループでは、顧客企業に派遣する社員を正社員（無期雇用）として雇用し、雇用の安定化を確保したうえで、社内認定のキャリアカウンセラーが一人ひとりに合ったキャリアプランを一緒に考え、教育・訓練等を通じたスキルアップやキャリアアップに取り組んでおります。引き続きこれらの施策を進めるとともに体制を一層強化することにより、技術職社員の離職率低下と付加価値の継続的な向上を図ってまいります。

5. 経営管理・事業運営体制の強化

当社グループは、持続的に高い売上高を達成し、利益成長を続けることを目指しております。それに伴い、経営管理や事業運営を行う人員を育成・確保するとともに、事業規模に応じた組織基盤を確立させることが欠かせません。

そのため、当社グループでは、これらの経営管理や事業運営を支える人員の確保・育成とともに、柔軟な組織運営やそれを支える業務システムの構築等を重要課題として取り組んでおります。

6. コーポレート・ガバナンスと内部統制体制の継続的な強化

当社グループは、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現するためにはコーポレート・ガバナンス体制の強化が重要であると認識しております。

当社グループでは、的確かつ迅速な意思決定及び業務執行体制とそれを適切に監督・監視する体制の構築を図っております。経営の健全性や透明性を確保する観点から、今後も事業規模に応じたコーポレート・ガバナンス体制の強化を継続的に図ってまいります。また、企業規模の拡大やグループ会社の増加、海外での事業展開等、内部統制体制の重要度が増してきていることから、グループ全体での内部統制体制につきましても継続的に強化を図ってまいります。

7. M&Aによる事業拡大

当社グループの主力事業である製造業向け人材派遣事業は、業界に先駆けた無期雇用派遣と高い人材供給力や高品質な人材育成・管理体制を強みとして、特に大企業向けにおいて大きなシェアを獲得しております。一方、地域における職場数や技術者領域・事務領域等の製造工程以外での職種等については、当社グループが未だ競争力を発揮できていない領域があります。これら今後開拓すべき事業領域では、M&Aが有効な手段であると考えております。

当社グループでは、採用・育成プラットフォームや既存事業とのシナジーを考慮したうえで、ターゲット企業に対して事業の評価を行い、企業価値の向上に資するM&A戦略を推進してまいります。また、買収後には、経営基盤部門内に設置したPMI専門の組織が、グループ全社のガバナンス強化を行い、早期にグループシナジーが実現できる体制を構築してまいります。

8. 業務プロセスの効率化とITによるグループ共通業務基盤の構築

当社グループは、当社グループの各拠点における採用、営業、事務等の業務では、帳票類やプロセスの標準化等、システム導入による効率化の余地があると認識しております。

当社グループでは、全社横断のプロジェクトチームを設置し、課題の抽出やITによる効率化の検討を重ね、段階的にシステム導入を進めております。

2022年4月には、共通の事業特性を持つ子会社を統合する等、大幅なグループ内組織再編を実施いたしました。第4次中期経営計画の各戦略をより明確な道筋で推進することにより、中長期的に筋肉質で強固な業務基盤を構築してまいります。

9. 外国人材の活用促進

我が国では、生産年齢人口はもとより総人口の減少が続いており、将来的にもこのトレンドは継続するものと予測されております。2019年4月に施行された改正入国管理法では、新たな在留資格が創設される等、外国人材を受入れるための法整備が進んでおります。また、当社グループが持続的に成長していくうえでは、国内だけでなく海外での事業展開も視野に入れることが必要であると認識しております。

当社グループでは、2017年より外国人技能実習生を対象とした労務管理代行業を開始し、企業が外国人材を活用する際に、外国人材の権利保護等のコンプライアンスを遵守する体制を構築してまいりました。さらに、外国人材が活躍できる環境をつくるため、技能実習により技術を身につけた外国人材が特定技能ビザに基づいて日本国内で引き続き働くための就労支援や企業への労務管理代行業の構築を進めてまいります。また、母国に帰国したあとにその技術を活かして働くことを支援するために、現地の有力企業との資本・業務提携を通じた人材サービス事業の構築を進め、海外における事業基盤の拡大を図ってまいります。

主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業部門	事業内容
マニファクチャリング事業	製造業向けの人材派遣・請負及び人材サービスの提供
ソリューション事業	大手製造企業向けの転籍型請負等の構造改革支援
エンジニアリング事業	機電系の設計・開発、IT・建設等の技術者派遣・請負及び人材サービスの提供

主要な営業所（2022年3月31日現在）

1. 国内の事業拠点

会社名	本社所在地	事業拠点数
UTグループ株式会社	東京都品川区	—
UTエイム株式会社	東京都品川区	33
UTコミュニティ株式会社	大阪府大阪市	7
株式会社サポート・システム	大阪府大阪市	6
株式会社シーケル	茨城県水戸市	7
UTスリーエム株式会社	愛知県岡崎市	1
UTプログレス株式会社	愛知県岩倉市	8
UTパベック株式会社	大阪府守口市	8
UTHP株式会社	東京都品川区	1
FUJITSU UT株式会社	東京都品川区	5
UT東芝株式会社	神奈川県川崎市	4
UTME SC株式会社	茨城県ひたちなか市	1
UTエフサス・クリエ株式会社	神奈川県川崎市	4
UTテクノロジー株式会社	東京都品川区	3
UTコンストラクション株式会社	東京都品川区	5
UTライフサポート株式会社	東京都品川区	—
UTハートフル株式会社	東京都品川区	1

2. 国外の事業拠点

会社名	本社所在地	事業拠点数
Green Speed Joint Stock Company	ベトナム	25
Green Speed Co., Ltd.	ベトナム	—
Hoang Nhan Company Limited	ベトナム	—

(注) Green Speed Co., Ltd.においては、同社の事業をGreen Speed Joint Stock Companyに移管するための手続を進めていることから、当事業年度末時点で事業拠点はなくなっております。

使用人の状況（2022年3月31日現在）

1. 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
マニファクチャリング事業	38,602名	8,044名
ソリューション事業	6,201名	1,512名
エンジニアリング事業	2,554名	△111名
全社（共通）	806名	191名
合計	48,163名	9,636名

- (注) 1. 使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人が前連結会計年度と比べて9,636名増加いたしましたのは、主にマニファクチャリング事業、ソリューション事業の業容拡大によるものであります。

2. 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
834名	219名	39.2歳	3.8年

- (注) 使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。

主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	6,600百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,657百万円
株式会社三井住友銀行	5,285百万円
株式会社横浜銀行	1,219百万円
株式会社りそな銀行	1,110百万円

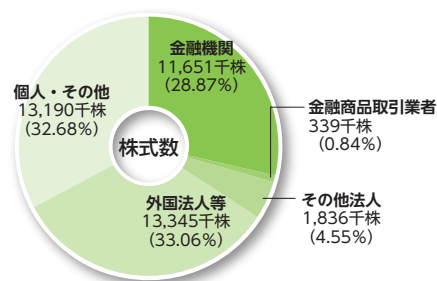
- (注) 外貨での借入金残高については、期末時レートにより換算しております。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

株式の状況 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 160,000,000株
2. 発行済株式の総数 40,363,067株
3. 株主数 4,344名
4. 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
若山陽一	9,031,178 株	22.37%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,529,000 株	13.70%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	2,749,000 株	6.81%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,227,300 株	5.52%
株式会社Lei Hau'oli	1,817,200 株	4.50%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572	1,500,000 株	3.72%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,033,261 株	2.56%
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	900,000 株	2.23%
BBH FOR SEI INSTITUTIONAL INV TR-WORLD EQU EX US FD/ALLIANCE BERNSTEIN	720,200 株	1.78%
UTグループ社員持株会	576,890 株	1.43%

(注) 発行済株式の総数には、当社保有の自己株式180株が含まれております。また、持株比率は、自己株式180株を控除して計算しております。

5. 職務執行の対価として交付した株式
該当事項はございません。

新株予約権等の状況

1. 2020年5月20日開催の取締役会決議による新株予約権の状況

- (1) 新株予約権の数
80,726個
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式8,072,600株（新株予約権1個につき100株）
- (3) 新株予約権の発行価額
1個につき7,480円
- (4) 新株予約権の行使価額
1株につき1,859円
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
2021年5月1日から2028年4月30日まで
- (6) 当社役員の保有状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数 (当社取締役)
当社取締役 (社外取締役を除く)	4,900個	普通株式490,000株	2名

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

・新株予約権者は、2021年3月期から2027年3月期の各事業年度において、以下の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、本新株予約権を行使することができる。

(i) 2021年3月期から2024年3月期までのいずれかの事業年度において、E B I T D Aが150億円以上の場合

(ii) 2021年3月期から2025年3月期までのいずれかの事業年度において、E B I T D Aが200億円以上の場合

(iii) 2021年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度において、E B I T D Aが300億円以上の場合

上記におけるE B I T D Aは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む。）を加算した額とする。なお、E B I T D Aの額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む。）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるE B I T D Aの額が適用される。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ・新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、執行役員又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由があるとして当社の取締役会で承認された場合は、この限りではない。
 - ・新株予約権者が死亡した場合（当該新株予約権者が前項の要件を満たす場合に限る。）、当該新株予約権者の相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権の行使期間内において、承継したすべての新株予約権を一括してのみ行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。前項は、権利承継者には適用しない。
 - ・本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ・各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項は以下のとおりであります。
 - ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記に定める資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
 3. 当社取締役の保有者数は2022年3月31日時点の状況を記載しております。なお、当社取締役の若山陽一氏は、同氏が保有する本新株予約権63,023個（目的となる普通株式の数 6,302,300株）について、株式会社若山陽一事務所に対し2021年8月にこれを譲渡しております。株式会社若山陽一事務所は同氏が議決権割合の100%を所有する資産管理会社であるところ、本件は譲渡人である同氏が資産管理会社に本新株予約権を譲渡するものであり、本新株予約権行使による実質的な利益の帰属は本新株予約権の譲渡前後で変更ありません。

2. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

会社役員の状況

1. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

2. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務概要

		活動状況及び期待される役割に関して行った職務概要	出席率
取締役	鉢 嶺 登	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。企業経営者としての幅広い経験と知見に基づき、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。	取締役会 100%
取締役	吉 松 徹 郎	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。企業経営者としての幅広い経験と知見に基づき、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。	取締役会 100%
取締役	井 垣 太 介	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。企業法務のスペシャリストとしての幅広い経験と専門知識を活かし、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から助言・提言を行っております。	取締役会 100%
取締役	佐々木 裕 子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。企業経営者としての幅広い経験と知見に基づき、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。	取締役会 100%
監査役	小 松 理一郎	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。金融分野の専門的見地から、取締役会において、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスの充実等について適宜、必要な発言を行っております。	取締役会 100% 監査役会 100%
監査役	水 上 博 和	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。金融分野の専門的見地から、取締役会において、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスの充実等について適宜、必要な発言を行っております。	取締役会 100% 監査役会 100%
監査役	吉 田 博 之	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。会計、税務分野の専門的見地から、取締役会において、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスの充実等について適宜、必要な発言を行っております。	取締役会 95% 監査役会 100%

(注) 佐々木裕子氏は、2021年6月26日開催の第14回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会への出席回数は、就任後の取締役会の回数を記載しております。

会計監査人の状況

1. 名称 仰星監査法人

2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるU T エイム株式会社は、仰星監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積り等の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「コーポレート・ガバナンス基本方針」を決議し、当社ウェブサイトにて公表するとともに、同方針に基づくコーポレート・ガバナンスの実効性に関する方針として、「コンプライアンス基本方針」「リスクマネジメント基本方針」「情報セキュリティ基本方針」を制定しております。当社としては、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要事項の一つとして位置付け、継続的な強化を図ります。

また、当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しております。取締役会は、内部統制システムの不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ全体に影響を及ぼす経営業務執行上の重要な事項については、取締役会において決定する。代表取締役は、会社の業務執行状況及び重要と認められる事項について取締役会に報告する。また、取締役の業務執行に関する監督機能を維持強化するため、社外取締役を選任する。
- ② 取締役会の諮問機関として、コンプライアンス担当部署を管掌する部門の責任者を議長とし、社外弁護士も参加するUTグループコンプライアンス・リスク管理会議を設置し、当社及び当社グループにおけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議、法令遵守及び公正な職務執行を確保するための必要事項の検討並びに法令・社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行う。
- ③ 「UTグループ行動指針」及び「UTグループコンプライアンス行動規範」において、法令や社会的規範及び社内規程等のルールを遵守して適正な行動をとることを規定し、当社及び当社グループの役員及び従業員が遵守することを周知する。
- ④ コンプライアンス推進については、「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社及び当社グループの役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。

- ⑤ 内部通報制度を設け、組織的又は個人的な法令違反行為ないし不正行為等に関する相談又は通報の適切な処理の仕組みにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の機動性の向上を図る。
- ⑥ 内部監査室を設置し、経営組織の整備状況、業務運営の準拠性、有効性及び効率性を検討、評価、報告することにより、内部統制の維持・改善を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、法令並びに「文書管理規程」及び「取締役会規程」に基づき、取締役会の議事録とそれらの資料等の適切な保存及び管理を行う。
- ② 情報の管理や保存期間等については、「情報セキュリティ管理規程」及び「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を定め、情報の保存及び管理体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議において、当社及び当社グループにおける管理すべきリスクの種類を把握し、そのリスクの管理・評価を行い、リスク発生の未然防止を図るとともに、リスクが発生した場合の損失の最小化並びに再発防止策の策定を行う。
- ② 有事においては、被害を最小限にすることを目的とした「有事対応に関する規程」に準じて迅速かつ適切に対処する。また、代表取締役を本部長とする緊急対策本部が統括して危機管理にあたることとする。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期は1年とする。
- ② 当社は、「取締役会規程」において、取締役会の決議事項及び報告事項を明確にするるとともに、「職務権限規程」において、業務執行に関する各組織や各職位の責任と権限を明確にする。
- ③ 当社は、取締役の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲することで、経営監督機

能と業務執行機能を分離し、取締役会の実効性を向上させることを目的として執行役員制度を導入する。

- ④ 当社は、代表取締役を議長とし、常勤取締役及び執行役員で構成する経営会議において、業務執行上の重要な事項について審議する。

(5) 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの事業を統括する持株会社として、当社グループの企業価値を最大化する観点から、子会社に対し、適切に株主権を行使するとともに、「関係会社管理規程」に則り、子会社に対し、経営状況、業務執行状況及び、財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか経営会議において確認する。
- ② 子会社の経営については、当社執行役員が兼務する当社グループ会社の取締役又は当社が選任した当社グループ会社の取締役が当社グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。孫会社の経営管理は、原則として、子会社を通じて行う。
- ③ U Tグループコンプライアンス・リスク管理会議は、当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進し、当社の内部監査室が、「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。
- ④ 「U Tグループ行動指針」、「U Tグループコンプライアンス行動規範」及び「U Tグループコンプライアンス・マニュアル」を当社グループへ適用し、法令や社会的規範及び社内規程等のルールを遵守して適正な行動をとることを周知する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会において決議を行ったうえで、監査役より要請があった場合、必要に応じて、監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、使用人は監査役専属で補助業務を行う。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の同意を得ることとする。

- ② 取締役には、補助使用人に対する指揮命令権がないこととし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従うこととする。
- ③ 補助使用人の懲戒処分については、監査役の同意を得ることとする。

(7) 当社及び子会社からなる企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役へ報告をするための体制

- ① 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びUTグループコンプライアンス・リスク管理会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める。
- ② 監査役は、監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
- ③ 監査役は、子会社の役員及び従業員に対して業務執行に関する報告を求めることができ、報告を求められた子会社の役員及び従業員は速やかにこれに応じることとし、その点について子会社の役員及び従業員に周知する。子会社の役員及び従業員は、法令違反やその可能性を発見した場合には、速やかに監査役に報告をする。
- ④ 当社及びグループ会社共通の内部通報制度の情報について、担当部署は監査役へ定期的に報告を行う。
- ⑤ 監査役へ報告した者に対しては、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び従業員に周知する。

(8) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を確保する。

(9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役及び会計監査人並びに当社の内部監査室長と定期的に意見交換を実施する。

- ① 監査役は、取締役及び執行役員の業務執行の監査を行う。監査役は、取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて適宜意見を述べる。
- ② 監査役は、法令、定款、監査役監査基準等の社内規程及び監査計画に基づき監査を行う。
- ③ 監査役は、監査法人及び内部監査室との情報交換を定期的に行い、連携を深めるほか、代表取締役と定期的な面談を行う。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する各種規程を定めるとともに、情報開示に関する担当役員を置き、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ② 監査役は、「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づき財務報告内部統制に関する監査を実施する。
- ③ 監査役は、財務報告内部統制が重大なリスクに対応していないと判断した場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、その旨を財務担当役員に対して適時かつ適切に指摘し、必要な改善を求める。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制を以下のとおりとする。

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、すべての役員及び社員等に対して、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担などの一切の交流・関わりをもつことを禁止する。

② 反社会的勢力排除に向けた体制

イ. 反社会的勢力との関係を遮断することを「UTグループコンプライアンス・マニュアル」に定め、当社グループの役員及び従業員が遵守することを周知する。

ロ. 当社及び当社グループ会社は、「反社会的勢力排除規程」「反社会的勢力調査・排除に

関する細則」において、当社及び当社グループの締結する契約、その他あらゆる活動から反社会的勢力を排除するために必要な措置等について定める。

ハ. 反社会的勢力から接触を受けた等の場合は、担当部署が警察、弁護士と連携して対処する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ① 当社は、法令、社会的規範及び社内規程等を遵守し、グループ全社の役員及び社員等が適正な行動をとることを目的として「UTグループ行動指針」「UTグループコンプライアンス行動規範」「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を制定しております。グループ全社の役員及び社員等が、日常の業務を遂行する過程で遵守すべき行動基準を定め、グループ全社のコンプライアンス体制、法令遵守及びコンプライアンス規範について、周知・徹底を図っております。
- ② 当社は、当社グループ全社におけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議及び法令・社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行うことを目的として、社外の弁護士も参加するUTグループコンプライアンス・リスク管理会議を設置しており、当事業年度において12回開催しております。会議では、コンプライアンス違反の事案共有及び再発防止のための対応策について議論しております。
- ③ 当社は、年に1回、当社グループ会社の役員及び社員等を対象に、「コンプライアンス研修」を実施し、コンプライアンスに対する意識強化を図っております。
- ④ 当社は、内部通報制度として、当社グループ全社を対象とした相談・通報窓口を社内及び社外に設置し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見と自浄作用の機動性向上を図っております。

(2) リスク管理体制

- ① 当社は、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議において、当社グループ全社

におけるリスクの種類を把握し、リスクレベルの分類を行い、重要なリスクを優先して対応策を協議しております。また、リスクが発生した場合は、リスク最小化へ向けた方策及び再発防止策の策定を行っております。

- ② リスクの顕在化及び災害発生等の有事の場合は「有事対応に関する規程」「事業継続計画（BCP）に関する規程」「初動対応に関する要領」に従い対応することとしております。
- ③ 情報セキュリティについては、情報セキュリティに関する行動規範を示し、高い情報セキュリティレベルを確保することを目的として「情報セキュリティ管理規程」を制定し、管理体制を強化しております。また、グループ全社の役員及び社員等が、情報セキュリティに対する意識を向上・統一させることを目的として「UTグループ情報セキュリティマニュアル」を制定し、意識強化を図っております。適宜状況の変化に合わせてマニュアルを改定も行い、社内ネットワークの整備や記録媒体の使用制限を設ける等、情報漏えいの防止に努めております。
- ④ 個人情報保護については、個人情報の適切な保護を目的とした「個人情報管理規程」及び特定個人情報等の適切な取扱いを確保することを目的とした「特定個人情報等取扱規程」を制定しております。また、コンプライアンス研修等において個人情報に対する意識強化を図っております。

(3) グループ管理体制

- ① 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」を制定し、当社の子会社に対する諸手続き及び管理体制について定め、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社を指導・育成しております。
- ② 当社執行役員は、当社グループ会社の取締役を兼務し、当社グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすることなどにより、子会社の経営管理を行っております。
- ③ 当社は、年間スケジュールに基づき開催される経営会議において子会社の代表取締役から経営状況等の報告を受けるなど、子会社の現況を把握する体制をとっております。なお、当事業年度につきましては、経営会議を35回開催しております。

(4) 取締役の職務執行

- ① 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。法令や定款に定められた事項や経営上重要な事項について多面的に検討し、決定するとともに、月次の業績評価を行い、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ② 当社は、取締役7名のうち社外取締役を4名選任し、取締役会による取締役の職務執行の監督機能の強化を図っております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を20回開催しております。

(5) 監査役の監査体制

- ① 当社は、「監査役会規程」に基づき、監査役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。「監査役監査基準」及び監査計画に基づき、取締役及び執行役員の業務執行の監査を行っております。なお、当事業年度につきましては、監査役会を13回開催しております。
- ② 監査役は、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて適宜意見を述べるとともに、法令、定款、監査役監査基準等の社内規程及び監査計画に基づき監査を行っております。
- ③ 監査役は、監査法人及び内部監査室との情報交換を定期的に行い、連携を深めているほか、代表取締役との定期的な面談を行っております。

(6) 内部監査の実施

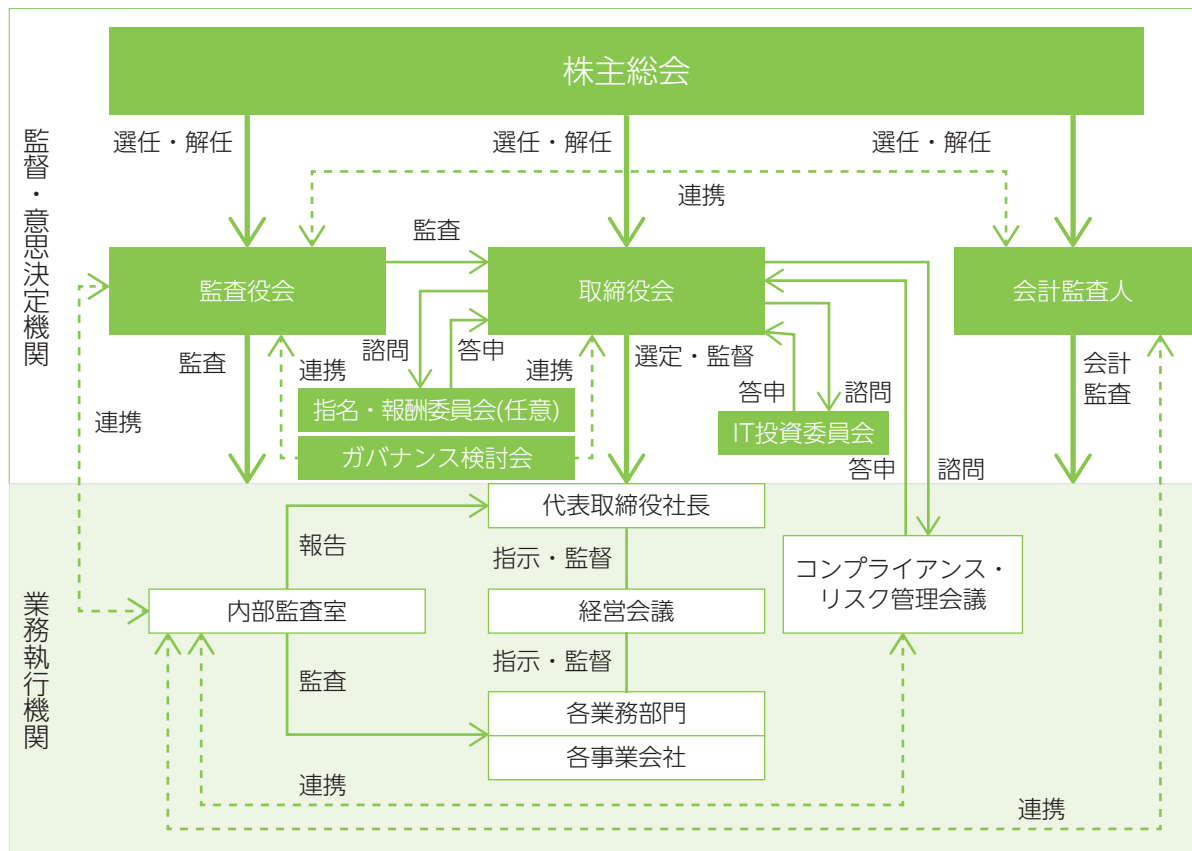
当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施するとともに、監査結果を監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し報告しております。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス強化への取り組み

1. 当社は、取締役7名のうち、独立社外取締役を4名選任し、取締役会の独立性と経営の透明性及び客観性を高め、経営の監督機能を強化するとともに、経営と執行の分離を図り、コーポレート・ガバナンスの維持向上に努めております。また、取締役会の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲し、各執行役員の責任範囲を明確にすることで、経営監督機能と業務執行機能をより一層強化するため、執行役員制度を導入しております。
2. 当社は、取締役候補者、監査役候補者、執行役員及び重要子会社の執行役員候補者の指名、報酬に関する手続きの透明性及び客観性を確保するとともに、CEO選解任プロセス及びCEO後継者計画・監督について取締役会の説明責任を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。社外の弁護士を委員長とする指名・報酬委員会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献し得る人物を指名し、取締役会へ付議することとしております。
3. 当社は、サステナビリティを巡る課題とその対応について、ステークホルダーへのヒアリング等を行いながら、業務執行組織及び取締役会において議論し、優先して取り組むべき重要課題を特定し、その対応方針を「サステナビリティ基本方針」として制定しております。経営計画策定時にはこの基本方針に基づいて目標設定を行い、執行にあたってステークホルダーから寄せられた意見は取締役会に適切にフィードバックし、サステナビリティ課題に関する取り組み状況を取締役会において定期的にモニタリング・監督を行うとともに、議論を深めております。
4. 当社は、取締役会の機能向上を図ることを目的に取締役会の実効性評価を2021年9月より実施しております。分析・評価の方法について、2021年度は全取締役及び全監査役を対象とした「取締役会の運営と構成」、「経営戦略と事業戦略」、「企業倫理とリスク管理」、「業績モニタリングと経営陣の評価・報酬」、「株主等との対話」に関するアンケートを実施し、外部機関の意見を踏まえ、評価を纏めました。分析・評価結果において、取締役会の実効性は概ね確保されていることを確認しました。

5. 当社は、当社グループ全体を対象とするリスクアセスメントを実施のうえ、その結果に基づき、2022年3月28日開催の取締役会決議にて当社グループ全体における重要リスクを選定しております。また今後、取締役会において重要リスクへの対策状況の進捗を定期的に確認することとしております。

〈コーポレート・ガバナンス体制図〉



剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「安定した財務基盤の確立と積極的な事業展開による高い成長を通じた持続的な企業価値の向上」を経営目標としております。また、株主様に対する継続的な利益還元につきましては経営上の重要施策として位置付けており、配当金及び資本効率の向上に資する自己株式の取得を通じて、総還元性向30%以上を基準に、株価水準、事業環境等を総合的に判断して最適な株主還元を実施することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応するための企業体質の強化及び積極的な事業展開に有効に活用してまいります。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、「取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当期の株主還元につきましては、上記方針に従い、親会社株主に帰属する当期純利益の30%である1株当たり24.00円を普通配当として実施いたします。次期の株主還元につきましては、上記の株主還元方針に則り、会社の業績及び株式市場の動向を考慮したうえで、配当及び自己株式の取得の組み合わせにより、総還元性向30%以上の利益配分を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	49,748
現金及び預金	25,827
受取手形	43
売掛金	21,401
商品及び製品	12
仕掛品	15
原材料及び貯蔵品	58
その他	2,442
貸倒引当金	△53
固定資産	14,359
有形固定資産	1,411
建物及び構築物	788
その他	623
無形固定資産	9,509
のれん	5,731
リース資産	5
ソフトウェア	461
その他	3,311
投資その他の資産	3,438
投資有価証券	1,176
長期貸付金	13
長期前払費用	15
繰延税金資産	1,663
その他	625
貸倒引当金	△56
資産合計	64,107

科目	金額
負債の部	
流動負債	25,467
支払手形及び買掛金	280
短期借入金	235
1年内返済予定の長期借入金	3,648
未払金	2,492
未払費用	9,106
リース債務	10
未払法人税等	412
未払消費税等	3,943
賞与引当金	2,305
役員賞与引当金	49
預り金	2,882
その他	99
固定負債	17,408
長期借入金	15,990
リース債務	22
退職給付に係る負債	727
繰延税金負債	613
その他	54
負債合計	42,875
純資産の部	
株主資本	19,592
資本金	686
資本剰余金	338
利益剰余金	18,567
自己株式	△0
その他の包括利益累計額	156
その他有価証券評価差額金	△0
為替換算調整勘定	156
新株予約権	600
非支配株主持分	882
純資産合計	21,232
負債純資産合計	64,107

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		156,769
売上原価		128,998
売上総利益		27,770
販売費及び一般管理費		21,513
営業利益		6,257
営業外収益		
受取利息	2	
為替差益	29	
雇用調整助成金	71	
保険配当金	32	
保険解約返戻金	21	
その他	48	206
営業外費用		
支払利息	54	
支払手数料	82	
持分法による投資損失	247	
寄付金	60	
その他	65	508
経常利益		5,954
特別利益		
固定資産売却益	21	
新株予約権戻入益	2	
関係会社株式売却益	2	
投資有価証券売却益	1	27
特別損失		
固定資産除却損	15	
組織再編関連費用	284	
退職給付制度終了損	23	
段階取得に係る差損	289	
関係会社株式売却損	6	
新型コロナウイルス感染症による損失	15	
賃貸借契約解約損	111	745
税金等調整前当期純利益		5,235
法人税、住民税及び事業税	1,966	
法人税等調整額	△41	1,924
当期純利益		3,311
非支配株主に帰属する当期純利益		170
親会社株主に帰属する当期純利益		3,140

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	686	338	18,091	△0	19,116
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,663		△2,663
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,140		3,140
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	476	△0	476
当連結会計年度末残高	686	338	18,567	△0	19,592

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	0	△28	△28	602	507	20,198
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△2,663
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,140
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△0	185	184	△2	375	557
当連結会計年度変動額合計	△0	185	184	△2	375	1,034
当連結会計年度末残高	△0	156	156	600	882	21,232

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数

20社

- ・主要な連結子会社の名称

UTエイム株式会社

- ・連結の範囲の変更

以下の7社を新たに連結子会社としております。

株式取得：株式会社プログレスグループ

株式会社プログレス

富士通エフサス・クリエ株式会社

追加取得：株式会社スリーエム

株式会社スリーエム中部

株式会社スリーエム東海

株式会社スリーエムスタッフ

以下の4社は当連結会計年度において、社名変更しております。

UT ME S C株式会社（旧社名：水戸エンジニアリングサービス株式会社）

UTプログレス株式会社（旧社名：株式会社プログレス）

UTスリーエム株式会社（旧社名：株式会社スリーエムスタッフ）

UT エフサス・クリエ株式会社（旧社名：富士通エフサス・クリエ株式会社）

以下の5社を連結の範囲から除外しております。

合 併：株式会社プログレスグループ

株式会社スリーエム

株式会社スリーエム中部

株式会社スリーエム東海

売 却：UTシステムプロダクツ株式会社

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において非連結子会社でありましたUT-JHL Vietnam Domestic Manpower Supply Joint Stock Companyは、当連結会計年度に所有株式の全てを売却しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用関連会社の数
5社

- ・主要な会社等の名称

J-C-E-P株式会社

- ・持分法の適用の範囲の変更

以下の5社を新たに持分法適用関連会社としております。

株式取得：J-C-E-P株式会社

株式会社A Jホールディングス

株式会社アクト・ジャパン

株式会社アーキ・ジャパン

JAGフィールド株式会社

② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社及び持分法適用関連会社の事業年度等に関する事項

Green Speed Joint Stock Companyをはじめとする在外連結子会社計3社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、J-C-E-P株式会社をはじめとする持分法適用関連会社計4社の決算日は10月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社及び持分法適用関連会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ
時価法

ハ. 棚卸資産

・商品及び製品

主として、移動平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

・仕掛品

個別法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

・原材料及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

その他 2～20年

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年であります。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に人材派遣、請負及び人材サービスの提供を行っております。

派遣事業は、契約に基づき労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

請負事業は、委託された業務が完了し、顧客による検収を受けた時点が履行義務を充足する時点となると判断し、請負契約に定められた金額に基づき、同時点で収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金利息

ハ. ヘッジ方針

金利スワップ取引は、金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を、当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響は軽微であります。また、当連結会計年度の損益に与える影響も軽微であります。

なお、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

のれんの回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 5,731百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれんについて、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。のれんの回収可能性については子会社の業績や事業計画等を基に検討しており、将来において当初想定した収益等が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、翌連結会計年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 885百万円
- (2) 担保に供している資産
 投資有価証券(注) 1,168百万円
 (注) 持分法適用関連会社である J-C-E-P 株式会社の当連結会計年度における金融機関からの借入金に対して、同社株式を担保に供しております。

- (3) 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,165百万円
借入実行残高	235
差引額	1,929

- (4) 財務制限条項

当社の一部の借入金11,303百万円（1年内返済予定の長期借入金を含む）について、純資産及び利益等に関する一定の条件の財務制限条項が付されております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	40,363,067株	－株	－株	40,363,067株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	154株	26株	－株	180株

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式の取得によるものであります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月10日 取締役会	普通株式	2,663	66.00	2021年3月31日	2021年6月28日

(注) 1株当たり配当額の内訳は、普通配当32.00円、特別配当34.00円となります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	968	24.00	2022年3月31日	2022年6月27日

(注) 1株当たり配当額の内訳は、普通配当24.00円となります。

(4) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
		当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
第8回有償ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	8,059,200	－	30,000	8,029,200	600
合計		8,059,200	－	30,000	8,029,200	600

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業に係る運転資金を銀行借入により調達しております。

運用に関しましては、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、取引関係を維持することを目的として保有するものであります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、短期・長期ともに、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、主として、外貨建債権債務の為替変動のリスクを回避するための通貨スワップ取引及び変動金利の借入金に係る金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

勘定科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	2	2	0
資産合計	2	2	0
(1) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	19,638	19,658	20
(2) リース債務(※3)	32	33	0
負債合計	19,671	19,692	21
デリバティブ取引(※4)	(38)	(38)	－

(※1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等	1,173

(※3) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	235	－	－	－	－	－
長期借入金	3,648	3,588	3,306	2,200	1,900	4,995
リース債務	10	9	6	5	0	－
合計	3,894	3,597	3,312	2,205	1,900	4,995

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1	—	—	1
資産計	1	—	—	1
デリバティブ取引				
通貨関連	—	38	—	38
負債計	—	38	—	38

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
ゴルフ会員権	—	1	—	1
資産計	—	1	—	1
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	19,658	—	19,658
リース債務	—	33	—	33
負債計	—	19,692	—	19,692

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社グループが保有している株式方式のゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	マニファクチャリング事業	ソリューション事業	エンジニアリング事業	合計
売上高				
派遣	84,825	17,300	14,587	116,713
請負	17,975	11,093	1,971	31,041
その他	2,156	6,625	232	9,014
外部顧客への売上高	104,957	35,020	16,792	156,769

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、主に人材派遣、請負及び人材サービスの提供を行っております。

派遣事業は、契約に基づき労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

請負事業は、委託された業務が完了し、顧客による検収を受けた時点が履行義務を充足する時点となると判断し、請負契約に定められた金額に基づき、同時点で収益を認識しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	489円28銭
(2) 1株当たり当期純利益	77円81銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 追加情報

受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

(1) 取引の概要

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、あらかじめ当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、当社及び当社グループ会社の従業員が退職した場合等に当該対象者に対し当社株式を給付する仕組みであります。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託における帳簿価額 当連結会計年度 985百万円
- ② 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か
信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しておりません。
- ③ 期末株式数及び期中平均株式数
期末株式数 当連結会計年度 2,749,000株
期中平均株式数 当連結会計年度 2,837,496株
- ④ ③の株式数を1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か
期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	24,737
現金及び預金	20,242
売掛金	1,355
前払費用	449
関係会社短期貸付金	445
未収入金	1,359
未収還付法人税等	280
立替金	433
その他	171
貸倒引当金	△0
固定資産	21,055
有形固定資産	241
建物	217
工具、器具及び備品	24
無形固定資産	1,961
商標権	7
ソフトウェア	401
その他	1,552
投資その他の資産	18,852
関係会社株式	18,400
繰延税金資産	159
その他	348
貸倒引当金	△55
資産合計	45,793

科目	金額
負債の部	
流動負債	11,419
関係会社短期借入金	6,103
1年内返済予定の長期借入金	3,338
未払金	1,184
未払費用	349
預り金	108
賞与引当金	275
役員賞与引当金	46
その他	14
固定負債	15,325
長期借入金	15,325
負債合計	26,745
純資産の部	
株主資本	18,447
資本金	686
資本剰余金	235
資本準備金	235
利益剰余金	17,525
利益準備金	75
その他利益剰余金	17,450
繰越利益剰余金	17,450
自己株式	△0
新株予約権	600
純資産合計	19,048
負債純資産合計	45,793

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		10,642
営業費用		5,491
営業利益		5,151
営業外収益		
受取利息	4	
保険配当金	31	
その他	1	38
営業外費用		
支払利息	88	
為替差損	0	
支払手数料	80	
寄付金	60	
その他	1	230
経常利益		4,959
特別利益		
固定資産売却益	10	
新株予約権戻入益	2	
関係会社株式売却益	39	51
特別損失		
固定資産除却損	10	
組織再編関連費用	206	
関係会社株式売却損	7	
新型コロナウイルス感染症による損失	4	
賃貸借契約解約損	111	339
税引前当期純利益		4,670
法人税、住民税及び事業税	△195	
法人税等調整額	15	△179
当期純利益		4,850

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	686	235	235	75	15,263	15,339	△0	16,261	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△2,663	△2,663		△2,663	
当 期 純 利 益					4,850	4,850		4,850	
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	2,186	2,186	△0	2,186	
当 期 末 残 高	686	235	235	75	17,450	17,525	△0	18,447	

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	602	16,864
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△2,663
当 期 純 利 益		4,850
自 己 株 式 の 取 得		△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△2	△2
当 期 変 動 額 合 計	△2	2,184
当 期 末 残 高	600	19,048

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- イ. 有価証券
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ロ. デリバティブ
時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～18年
その他	2～10年
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- ハ. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、主なリース期間は5年であります。

(3) 引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料・業務委託料及び受取配当金となります。経営指導料・業務委託料は、契約内容に応じた役務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日以降の受取日をもって収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。通貨スワップ取引は、振当処理の要件を満たしているため振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象

借入金利息、外貨建貸付金

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行い、また、外貨建貸付金の為替相場の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、通貨スワップ取引については、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺するものと想定することができるため、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を、当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 18,400百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は関係会社株式について、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識を行います。回復可能性は、事業計画を基礎として判定しているため、不確実性を伴います。事業計画で使用されている見積り及び仮定は適切であると判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度において評価損が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

170百万円

(2) 担保に供している資産

関係会社株式(注)

1,415百万円

(注) 関係会社である J-C-E-P 株式会社のもので、当事業年度末における金融機関からの借入金に対して同社株式を担保に供しております。

(3) 偶発債務

関係会社の現地金融機関からの借入契約のために、当社の依頼により金融機関が発行したスタンドバイ信用状(L/C)に係る債務残高

Green Speed Joint Stock Company

617百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務(区分表示したものを除く)

① 短期金銭債権

3,115百万円

② 短期金銭債務

145百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	10,642百万円
② 営業費用	65百万円
③ 営業取引以外の取引高(収益)	4百万円
④ 営業取引以外の取引高(費用)	52百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	154株	26株	－株	180株

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式の取得によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	114百万円
賞与引当金	84
資産除去債務	25
その他	37
繰延税金資産小計	262
評価性引当額	△102
繰延税金資産合計	159
繰延税金資産の純額	159

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	UTエイム株式会社	東京都品川区	500	マニュファクチャリング事業	所有 直接 100.0	経営指導・業務委託 資金の貸借 人員の出向 役員の兼任	経営指導料・業務委託料 (注) 1	3,576	売掛金	932
							受取配当金 (注) 2	3,980	—	—
							資金の借入 (注) 3	—	関係会社 短期借入金	3,584
							利息の支払 (注) 3	27	未払利息	—
子会社	UTスリーエム株式会社	愛知県岡崎市	10	マニュファクチャリング事業	所有 直接 100.0	経営指導・業務委託 資金の貸借 人員の出向 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	—	関係会社 短期借入金	1,408
子会社 (注) 5	株式会社プログレスグループ	愛知県岩倉市	100	グループ会社の経営管理	所有 直接 100.0	資金の貸借 人員の出向 役員の兼任	資金の貸付 (注) 4	630	—	—
							資金の回収 (注) 4	630	—	—
子会社	Green Speed Joint Stock Company	ベトナム	59,000百万円VND	マニュファクチャリング事業	所有 直接 51.0	人員の出向 役員の兼任	信用状の発行 依頼 (注) 6	617	—	—
関連会社	J-C-E-P株式会社	東京都千代田区	667	特別目的会社	所有 直接 20.0	出資の引受	担保の提供 (注) 7	1,415	—	—

上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導・業務委託の取り決めについては、業務内容を勘案のうえ、契約により決定しております。
2. 配当金の受取額については、剰余金の分配可能額を基礎とし、合理的に決定しております。
3. 資金の借入は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略しております。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
5. 株式会社プログレスグループは、2022年1月でUTプログレス株式会社（旧社名：株式会社プログレス）を存続会社とする吸収合併により消滅しております。そのため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。
6. 現地金融機関からの借入契約のために、当社の依頼により金融機関が発行したスタンドバイ信用状（L/C）に係る債務残高です。
7. 金融機関からの借入金に対して当社が担保の提供を行っております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	若山 陽一	More Jobs Better Lives公益財団法人	所有 直接 22.37	当社代表 取締役社長	寄付 (注)	60	-	-

上記金額のうち取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 当該財団への寄付金拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 457円05銭
- (2) 1株当たり当期純利益 120円17銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 追加情報

受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について「連結注記表 10. 追加情報」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

U Tグループ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事業所

指定社員 公認会計士 三島 陽
業務執行社員指定社員 公認会計士 吉田 延史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、U Tグループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、U Tグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

ＵＴグループ株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 三島 陽
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉田 延史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＵＴグループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で定められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

U T グループ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 小 松 理一郎 ㊟

常 勤 監 査 役 福 森 正 人 ㊟

社 外 監 査 役 水 上 博 和 ㊟

社 外 監 査 役 吉 田 博 之 ㊟

以 上